

令和3年度

奈良県営競輪場照明灯LED化工事

奈良県営競輪場

1 工事名称 奈良県営競輪場照明灯LED化工事

2 工事場所 奈良県奈良市秋篠町98番地

3 工事概要 本工事は、高天井照明や街路灯等で使用している既存の照明灯からLED灯へ取替
工事を行うものです。

4 工事仕様

1) 設計図書の優先順位

1. 現場説明事項、2. 本特記仕様書、3. 本設計図書、4. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)及び公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版)、その他関係法令によるものとします。

ただし、明示なき材料、仕上げ等については県監督員の指示によることとします

2) 工事に必要な手続き

工事の着手、施工、完成にあたり、関係官庁等への必要な届出、手続きを遅滞なく行うものとします。

尚、当該手続きに係る費用は、請負者の負担とします。

3) 設計変更における工事費

設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、当初請負代金から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とします。尚、金額はすべて県積算額とします。

4) 施工条件

施工時間等については、本特記仕様書のとおりとします。

5) 施工計画等

工事着手に先立ち、工程表・施工計画書・承認図等は、速やかに県監督員に提出し、承認を得ることとします。

6) 発生材の処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に基づき、適正に処理し、県監督員の提示する報告書・産業廃棄物管理票(マニフェスト票)等を提出することとします。

7) 奈良県産業廃棄物税条例

産業廃棄物の処理については、その処理量に見合う処理業者の選定を行い、処理能力、処理方法並びにその処理料金を考慮した積算及び奈良県産業廃棄物税条例により産業廃棄物税が課せられるので、同税を考慮した積算を心がけることとします。

8) 工事関係書類及び工事写真

工事完了時、速やかに成果品を提出すること。なお、竣工時の写真は、着工前の写真と同一アングルで撮影し、竣工・着工前が対比できるように撮影することとします。

9)保安

工事期間中は、万が一事故、苦情等が発生した場合は、請負者の責任において対処することとします。また、県監督員に報告するものとします。

10)調査・復旧・養生

工事現場周辺の状況を判断し本工事によって生じる近隣の苦情の補償については、請負者の責任において処理することとします。また、本工事において既設工作物及び構造物に損傷を与えた場合は、請負者の責任において完全に復旧することとします。

11)機器及び品番

特記仕様書に記載の品番を参考とし、すべて同等品以上とします。

12)記載のない事項

設計図書に記載のない事項でも、技術上・納まり上当然必要として県監督員が判断した場合は、その指示に従い請負金額の範囲内で施工することとします。

13)施工の立会い等

県監督員と現場立会いを行い、以後その指示に従うこととします。

14)色・柄等の決定

色・柄等は、県監督員の指示により決定することとします。

1. 色柄、サイズ等の分かる資料を県監督員に提出するものとします。
2. 提出する見本の種別等については、県監督員の指示によるものとします。

15)片付け・清掃

工事中は、資材及び廃材等の整理整頓をし、工事完了後は清掃を行うこととします。

16)疑義

1. 本設計書図書に示す内容、その他に疑義を生じた場合には、速やかに奈良県営競輪場に連絡のうえ、入札前に疑義を正すこととし、また、請負者決定後に疑義が生じた事項については、県監督員の指示に従い請負金額の範囲内で施工するものとします。
2. 現場の収まり・取り合いの明記なき事項、本設計図書と現場の不一致等で生じた軽微な変更については、県監督員の指示によるものとします。
尚、この場合の請負金額の変更は認めないこととします。

17)取扱い説明

竣工検査完了後、現場代理人は、県監督員等の要請により速やかに現場説明を行うものとします。

18)法令、条例及び規則等の適用

1. 本工事に関係ある法令、条例及び規則等を厳守し、必要なる届出、手続き等は、請負者が遅滞なく行うこととします。
2. 工事種別に応じて、有資格者が作業に従事することとし、軽微な工事及び保安上支障がないと認められる作業は除きます。

3. 工事実績情報を登録することが、特記された場合は、登録内容について県監督員に確認後、遅滞なく手続きを行うものとします。
4. 監督官庁等の検査を必要とする工事にあたっては、検査を受け、工事完了時に検査済証を提出するものとします。

19) 軽微な変更

工事施工に際し、取り付け位置、又は、取り付け工法の変更、あるいはこれによって取り付け員数の増減等軽微な変更は、県監督員の指示によるものとします。

尚、この場合請負金額の増減は行わないこととします。

20) 使用機材・同等品申請

1. 使用機材は、原則本特記仕様書に記載の参考品番より選出するものとします。同等品を使用する場合は、使用機材の1.品番リスト2.仕様書3.スペック比較表(器具光束・平均演色評価数・定格消費電力・発光効率・設計寿命)を県監督員に提出し、同等品の事前承認を受けるものとします。
2. 使用機材は全て品質良好な新品とし、奈良県営競輪場の検査に合格したもの、又は、承認を受けたものとします。

21) 総合施工計画書

総合施工計画書は、施工に先立ち工種別に機器、材料、施工方法などを具体的に定めた施工計画書を作成し、県監督員の承諾を受けるものとします。

22) 施工上の注意事項

施工の際は、建物等を損傷しないように十分注意し施工するものとします。

損傷した場合は、請負者の責任にて速やかに補修することとします。

23) 施工の検査及び試験

1. 施工後に検査ができない箇所は、その過程に応じ県監督員の立ち会い、又は、指示を受けることとします。
2. 承認を受けた機器等については、社内検査を行なったうえ、原則として県監督員立会検査を行うこととします。
3. 各設備の機能その他の試験は、県監督員の立ち会い又は指示を受けることとします。
4. 本工事に関する届け出、手続き、試験、検査等に直接要する費用は、すべて請負人の負担とします。

24) 発生材の処理

発生材の抑制、再利用、再資源化並びに再生資源の積極的活用に努め、場外搬出する発生材は建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法規を遵守し、建築副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理し県監督員に報告することとします。

尚、産業廃棄物の処理について、県内の最終処分場に搬入することとなる場合は、請負人が奈良県産業廃棄物税条例相当額を支払うこととします。又、産業廃棄物管理

票(マニフェスト票)を提出することとします。

25) 工事完成時の提出書類

- | | |
|--------------------------|----|
| 1. 完成図書 | 2部 |
| (施工前後の電流値測定並びに照度測定結果を含む) | |
| 2. 製品仕様書 | 2部 |
| 3. 保証書・取扱説明書 | 1部 |
| 4. 工事写真帳 | 2部 |
| 5. 産業廃棄物管理票(マニフェスト票) | 1部 |

その他必要書類・詳細内容・電子納品等は県監督員と相談し提出するものとします。

26) 保証期間

引渡し後に起こった故障、損傷等の保証期間は次のとおりとし、ただし、工事請負契約書第45条かし担保についてはこれを除くこととします。

1. 引渡しの日より1ヶ年とします。
2. 保証書の指定期間に1ヶ年未満とあっても1ヶ年とし、それ以外は保証書に記載の期間とします。ただし、請負人の責めに帰せない理由による場合は、この限りではありません。

特記仕様書

1) 工事名称

奈良県営競輪場照明灯LED化工事

2) 工事場所

奈良県営競輪場:奈良県奈良市秋篠町98番地 奈良県営競輪場 地内

3) 工事概要

本工事は、高天井照明や街路灯等で使用している既存の水銀灯からLED照明へ取替工事を行うものです。

4) 施工期間

施工完了は令和4年3月25日までとする。付随する提出書類も令和4年3月25日までに提出することとする。

5) 施工時間

9時から17時とし、原則、土・日曜・祝日以外とする。

ただし、多目的ホールやテント席、通路など競輪場の来場者に影響がある施工箇所の施工時間については工事期間(土・日曜・祝日を含む)の21時～翌日6時までとする。

なお、3月19日(土)～3月21日(祝・月)は18時～21時も可能とする。

作業時間に変更が生じる場合は、県監督員と協議することとします。

6) 準拠規格及び参考規格

準規格及び参考規格は、次のとおりとします。

1. 電気用品安全法
2. JIS C8105-1「照明器具－第1部:安全性要求事項通則」
3. JIS C8105-3「照明器具－第3部:性能要求事項通則」
4. JIS C8153:「LEDモジュール用制御装置－性能要求事項」
5. JIS C8154:「LEDモジュール-安全仕様【追記】」
6. JIS C8155:「一般照明用LEDモジュール－性能要求事項」
7. JIS C8152-1:照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第1部
LEDパッケージ【追記】
8. JIS C8152-2:照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第2部
LEDモジュール及びLEDライトエンジン【追記】

7) 使用機器

基本的に器具交換としますが外部ポール灯に置きましては景観を統一する為、既存の器具を利用し、配線工事を行いランプ交換で対応することとします。また、器具交換ではなく配線工事を行うランプ交換の場合は防水仕様の照明を用いることとします。

※別紙商品仕様一覧を参照

※多目的ホールについては下記の条件を満たすこと

(ア) 個別調光制御対応器具を設置する事。既存1箇所につき1台施工すること。

- (イ) 調光制御端末は、多目的ホール内で操作出来るものとする。
- (ウ) 調光制御は操作端末及び壁スイッチから行うものとし、16組以上の調光パターン制御を簡易な操作により行えるものとする。なお、調光パターンの設定については、施設管理者と協議し対応する事。
- (エ) 調光は、調光率5%から100%まで調光できるものとする。
- (オ) 調光制御を行う操作端末は汎用性のあるタブレットを使用すること

8) 施工方法

県監督員と協議のうえ、施工することとします。

設置する器具により、更新時に必要な連結金具等の準備については受注者の負担とします。

9) 計画準備

請負者は県監督員と打合せを行い、現場においても立ち会いを行うこととします。

10) 疑義

本仕様書に明記なき事項、又は、疑義が生じたときは、県監督員と請負者は協議し打合せ記録簿等を作成し、その指示に従うこととします。

また、原則本特記仕様書および施工場所一覧表に記載された施工場所、器具容量に対応したLEDへ取り替えるものとし、施工場所の変更や器具容量の変更及びそれに伴う増減が発生しても設計変更は一切行わないものとする。